

## 魚津市告示第93号

### 歳入の徴収収納事務の委託について

魚津市コミュニティセンター条例（令和2年条例第1号）第11条に規定する使用料の徴収及び収納業務を次のように委託するため、魚津市会計規則（平成29年魚津市規則第3号）第19条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 事務を委託する者の名称、住所又は事務所の所在地及び施設名

名称	下中島地域振興会 会長 高島 勝	西布施地域振興会 会長 谷口 慧	上野方地域振興会 会長 馬場 均
住所又は事務所の所在地	魚津市慶野172番地 2	魚津市長引野1290 番地3	魚津市大海寺野 1370番地
施設名	下中島コミュニティセンター	西布施地域活性化センター	上野方コミュニティセンター

#### 2 委託した業務の範囲

魚津市コミュニティセンター条例第11条に規定する魚津市コミュニティセンター施設使用料の徴収業務及び同使用料の収納業務

#### 3 委託した期間

- (1) 下中島コミュニティセンター及び西布施地域活性化センター  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 上野方コミュニティセンター  
令和8年4月1日から令和8年7月31日まで